

山形県水資源保全総合計画に基づく施策の取組状況について

報告資料 2

基本となる施策

令和6年度における県の主な取組み ※数字は見込みを含む

施策 1

水資源の適正な利用及び保全

- ①水資源の適正な利用の推進
- ②安全安心な水資源の確保
- ③県民協働による保全活動の推進

- ①「やまがた環境展2024」（R6. 10. 19～R6. 10. 20）において、パネル展示やチラシの配布により水資源保全地域の制度や指定状況について周知
- ①「里の名水・やまがた百選」を選定し、県ホームページ、パンフレット等で紹介するとともに、選定した「名水」の水質調査を実施（R6 7か所選定（合計82か所））
- ②個人設置型の合併処理浄化槽設置に係る住民負担の一層の軽減を図る県の加算補助を行うこと等により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進（R6見込 個人設置型110基、市町村設置型58基 計168基）
- ②地下水位と地盤沈下の状況を把握するため観測施設を設置し、継続的な監視を実施（地下水位21地点 地盤沈下4地点）
- ②公共用水域や地下水の水質を定期的に測定し、環境基準の達成状況を把握（公共用水域98地点、地下水77地点）
- ③河川・海岸を愛護する活動を行う団体・企業を支援（R6見込 河川・海岸愛護活動をする団体数524団体、企業数187企業）
- ③海岸清掃ボランティアによる清掃美化活動や川ごみ削減のためスポーツごみ拾いを推進するとともに、県内外の大学生を対象に若者ボランティアリーダー育成のための「学生応援クリーンアップ作戦」を実施（R6見込 海岸清掃活動参加者数約3,000人、スポーツごみ拾い参加者数約2,000人、学生応援クリーンアップ作戦参加者数61人）

施策 2

森林等の水源を涵養する機能の維持

- ①森林等の適正な土地取引の確保
- ②森林等の適正な土地利用・開発の確保
- ③水源を涵養する機能を持続的に発揮させる森林整備等の推進
- ④農地の保全や遊休農地の発生防止による水源涵養機能の維持
- ⑤森林等の水源を涵養する機能等についての理解促進

- ①森林の管理や森林経営の受託等について、森林組合等を窓口とした相談体制を整備
- ②事業者等からの問い合わせに備え、保安林及び林地開発許可制度パンフレットを各総合支庁に配布
- ②水源涵養保安林等の巡視や林地開発行為等の巡視について森林組合への委託により実施
- ③水源涵養機能などの森林の公益的機能を回復するため、荒廃のおそれのある森林の整備を実施（やまがた緑環境税を活用した整備面積（R6見込 1,160ha））
- ③保全すべき重要なナラ林（特定ナラ林）における森林病虫害対策として、予防薬によるナラ枯れ被害の未然防止を実施
- ④農地や水路などの環境資源を農業者だけでなく地域共同で保全する主体的な地域づくりや活動を支援（R6見込 815組織）
- ④条件が不利な中山間地域等における農業生産活動の継続及び地域農業の維持・発展に資する取組みを支援（R6見込 493組織）
- ⑤「やまがた環境展2024」において、模型（ジオラマ）を使用した森林の水源涵養機能を学ぶことができるデモンストレーションを実施（参加者数293人）
- ⑤森づくり活動や森林・環境学習活動を支援（R6 森づくり活動団体等 59事業、市町村 143事業）
- ⑤やまがた絆の森事業による企業と地域が連携した森づくり活動を支援（R6. 12月末現在 39企業・団体）

施策 3

水資源の保全の見地からの適正な土地利用の確保

- ①水資源保全地域の指定
- ②水資源保全地域における事前届出制度の運用
- ③水資源保全地域における施策

- ①新たな水資源保全地域の指定に係る市町村との意見交換の実施
- ②水資源保全地域における事前届出制度を運用（R6. 12月末現在事前届出件数 土地取引等…122件、開発行為…3件（うち、変更届出2件））
- ③水資源保全地域における事前届出制度を周知するチラシ及びポスターを作成し、市町村や森林組合、司法書士会等の関係団体へ周知したほか、県内のスーパーマーケット（22か所）及び大手コンビニチェーンの店舗（185か所）に配布

施策 4

1から3の施策について県民、事業者及び土地所有者等の理解の促進

- ①水資源の保全に係る意識の高揚
- ②県民、事業者等多様な主体による連携と協働
- ③環境教育の推進（人づくり）

- ①水資源の保全に関して広く県民、事業者等への理解促進を図る取組みを推進【施策1①に詳述】
- ②県民、事業者等多様な主体による海岸、河川、農地及び森林の保全活動の推進【施策1③及び施策2④、⑤に詳述】
- ③森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直す活動である「やまがた木育」を推進
 - ・子どもの成長にあわせた教材の配布（木育教材、副教材「やまがたの森林」、「森のたんけん手帳」）
 - ・「やまがた木育」の裾野を広げるため、「やまがた木育人材養成講座」を開催（スタートアップ2回、スキルアップ2回）
- ③県環境科学センターにおいて、「水資源保全」、「水環境」をテーマとした環境教室を開催（R6. 12月末現在 25回）

施策1～4を総合的に推進



将来の世代に継承できるよう水資源の保全を図る

山形県水資源保全総合計画の概要

山形県水資源保全総合計画

＜山形県水資源保全条例の基本理念＞

水資源は、私たちの日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、本県の豊かな森林等の自然環境に支えられていることに鑑み、良好な状態で将来の世代に継承できるよう適切に水資源を保全しなければならない

＜策定の趣旨＞

山形県水資源保全条例第8条第1項に基づき、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るため策定する計画

＜計画の推進＞

・県は、水資源の保全に係る調整会議により関係部局が連携して総合的な施策の推進を図る。

・本計画に基づく施策の実施状況について、山形県環境審議会に報告し、広く公表して施策の検証を行う。

施策(1)

水資源の適正な利用及び保全

○水資源の適正な利用の推進

- ・節水など適正かつ効率的な水の利用の推進
- ・農業用水の水利施設の整備や適正な維持管理
- ・森林等有する水源かん養機能との調和に配慮した消流雪用水や小水力発電など地域の実情にあった水の有効活用
- ・家庭や事業所における排水対策の推進
- ・県民一人ひとりが理解を深め、家庭や事業活動における行動指針の周知

○安全安心な水資源の確保

- ・河川・ダム等の適切な管理
- ・生活排水処理施設の着実な整備
- ・工場等からの排水水の計画的な監視
- ・地下水位等の定期的な監視等
- ・公共用水域等の水質の定期的な測定と公表

○県民協働による保全活動の推進

- ・美しい山形・最上川フォーラム、河川愛護活動団体等との協働による保全活動への参加推進

施策(2)

森林等の水源を涵養する機能の維持

○適正な土地の取引、利用・開発の確保

- ・森林の売買等について相談できる体制の整備
- ・森林の所有者等に関する情報を共有する仕組みの整備
- ・林地開発許可制度等の周知及び監視

○水源かん養機能の維持を図る森林整備や農地の保全等

- ・やまがた森林ノミクス加速化ビジョンに基づく森林の整備
- ・地域住民・NPO等による森づくり活動の推進
- ・地域協働による遊休農地の発生防止の活動への支援
- ・農地の基盤整備と荒廃農地の解消・発生防止の実施

○森林等の水源かん養機能の理解促進

- ・森林等有する水源かん養機能についての周知と重要性についての理解の促進

施策(3)

水資源の保全の見地からの適正な土地利用の確保

○水資源保全地域指定の考え方

- ・公共に利用される水の取水地点とその集水区域を基本とし、水資源の保全を図るため特に土地の適正な利用を図る必要がある地域
- ・林業、農業、水産業、観光業などの産業の振興に資するよう配慮

○水資源保全地域における事前届出制度の運用

- ・土地所有者等に対する水資源保全地域及び事前届出制度についての理解と周知
- ・森林法、国土利用計画法等に基づく土地の取引等や開発行為に係る制度を運用する関係機関との連携

○水資源保全地域における施策

- ・地域住民への周知、環境保全活動や森づくり活動の推進
- ・計画的な保安林の指定や積極的な森林の整備支援

施策(4)

(1)から(3)の施策についての県民、事業者、土地所有者等の理解の促進

○水資源の保全に係る県民意識の高揚

- ・県民、事業者に対する水の適正な利用、森林等有する水源かん養機能の保全等についての理解の促進
- ・土地所有者等（水資源保全地域及びこれ以外の地域の土地）に対する水源かん養機能を維持するための適切な土地利用についての理解の促進

○多様な主体による連携と協働の推進

- ・県民、事業者、NPO、ボランティア団体等の水資源保全のための取組みの促進
- ・各主体の活動情報の共有と連携の推進

○環境教育の推進（人づくり）

- ・水環境や河川・海岸の保全活動や森林環境学習などを通して水資源の保全について理解を深め、身近なことから行動できる人づくりの推進

総合的に推進

将来の世代に継承できるよう
水資源の保全を図る

＜策定沿革＞
策定 平成25年9月
改定 令和6年2月

山形県水資源保全総合計画

**平成25年9月策定
(令和6年2月改定)**

山 形 県

目 次

1. 計画策定の趣旨	… 1
2. 水資源の保全に関する基本的な考え方	… 1
3. 基本となる施策及び主な取組み	… 1
(1) 水資源の適正な利用及び保全のための施策	… 1
(2) 森林等の水源をかん養する機能を維持するための施策	… 3
(3) 水資源の保全の見地から適正な土地利用を図るための施策	… 4
(4) (1)から(3)の施策について県民、事業者及び土地所有者等の理解の促進を図るための施策	… 5
4. 計画の推進	… 6

山形県水資源保全総合計画

1. 計画策定の趣旨

山形県は、県土の7割に相当する約67万ヘクタールを森林が占めており、全国一の広い面積を有するブナの天然林をはじめ豊かな自然に恵まれている。

水資源は、県民の暮らしや農業、工業などの経済活動に欠くことのできないものであり、本県の豊かな自然環境に育まれている。

県は、森林等の土地の売買や開発行為が水資源へ重大な影響を及ぼすことを未然に防止するため、施策の基本となる事項及び水資源保全地域における事前届出制度などについて定める『山形県水資源保全条例（平成25年3月。以下本計画において「条例」という）』を制定した。

本計画は、条例第8条第1項の規定により、水資源の保全に関する施策の総合的な推進を図るために策定するものである。

2. 水資源の保全に関する基本的な考え方

水資源は、私たち県民及び事業者の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要な資源であり、本県の豊かな自然環境に支えられていることに鑑み、良好な状態で将来の世代にこれを継承していく。

水資源の保全に関する施策を効果的に実施していくため、山形県環境計画に掲げる関係施策の展開方向も踏まえ、水資源の適正な利用・保全に関する取組み、森林等有する水源をかん養する機能を維持するための取組み、適正な土地利用を図る取組み、県民等の理解促進を図る取組みを総合的に推進していく。

3. 基本となる施策及び主な取組み

(1) 水資源の適正な利用及び保全のための施策

① 水資源の適正な利用の推進

ア 効率的な利用の推進＜県民、事業者等の取組み＞

- ・ 水資源の保全について県民一人ひとりが理解を深め、自ら行動することにより、日常生活における節水などの適正かつ効率的な水の利用に努める。
- ・ 事業所や工場等においては、節水や用排水の再利用など適正かつ効率的な水の利用に努める。
- ・ 農業用水の水利施設の整備や適正な維持管理を通して、水資源の利用の合理化や

水管理技術の向上を図り、農業用水の適正な利用と確保を図る。

- ・ 消流雪用水や小水力発電など水の多面的な利用に当たっては、水資源や森林等が有する水源をかん養する機能の保全との調和に配慮し、地域の実情にあった有効活用を図る。

イ 排水対策の推進〈県民、事業者等の取組み〉

- ・ 県民一人ひとりが油や食べ物の残りなどを排水口に流さないことや洗剤の適量使用など、生活雑排水による汚濁負荷の低減に努める。
- ・ 事業者等は、排水の管理や浄化対策を徹底するほか、有害物質等の地下浸透や土壌汚染及び地下水汚染の防止を図る。
- ・ 県と市町村は連携し、合併処理浄化槽の設置・転換を着実に推進するとともに、家庭における下水道などへの接続や生活排水の適正処理に努める。

ウ 県民活動の推進〈行政の取組み〉

- ・ 水資源の保全について一人ひとりが理解を深め、家庭及び事業活動における取組みが推進されるよう水資源の保全のための行動指針の周知に努める。
- ・ 県民及び事業者の水資源の保全に資する取組みや活動及び排水処理等について、県は適切な支援、指導等を行う。

② 安全安心な水資源の確保〈行政の取組み〉

ア 河川・ダム等の管理

- ・ 河川やダム等の管理者は、安定的な水供給の確保の観点から、管理する施設の適正な維持管理を行う。

イ 生活排水処理施設の整備

- ・ 県が策定する生活排水処理施設の整備に関する基本構想に基づき、県と市町村は連携して、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の計画的、効率的な整備を進め、生活排水の浄化対策を着実に推進する。

ウ 工場等からの排出水の監視

- ・ 県は、工場・事業場からの排出水に対する監視、指導に計画的に取り組む。

エ 地下水位等の監視等

- ・ 県は、地下水の過剰揚水による地盤沈下を防止するため、地下水位及び地盤沈下の状況を定期的に監視するとともに、山形県地下水の採取の適正化に関する条例に基づき関係市町村と連携して地下水採取の適正化を推進し、地下水の保全と地盤沈下の防止を図る。

オ 公共用水域等の水質の測定

- ・ 河川・湖沼等の管理者等は、工場・事業所や休廃止鉱山等からの有害物質等の状況を把握するため、公共用水域や地下水の水質を定期的に測定し、県はその結果を公表する。

③ 県民協働による保全活動の推進〈県民等・行政の協働による取組み〉

- ・ 美しい山形・最上川フォーラム、河川愛護活動団体・河川愛護活動支援企業等との協働により、県民が河川・海岸などに親しみながらその役割と重要性について理解し、環境を保全する活動への参加を推進する。

(2) 森林等の水源をかん養する機能を維持するための施策

① 森林等の適正な土地取引の確保〈行政の取組み〉

ア 森林の売買等について相談できる体制の整備

- ・ 県・市町村・森林組合が連携して、森林所有者等が森林の売買、管理、経営などについて相談できる体制を整備する。

イ 森林の所有者等に関する情報の共有等

- ・ 県は、森林法による新たな森林の土地所有者の届出制度や国土利用計画法による大規模土地取引の届出制度などにより得た森林の所有者等の情報を、市町村と共有し、施策に活用できる仕組みを整備する。

② 森林等の適正な土地利用・開発の確保〈行政の取組み〉

ア 林地開発許可制度等の周知

- ・ 森林法による林地開発許可制度や伐採届出制度、山形県小規模林地開発取扱要領による開発計画書の提出など、森林の土地利用や開発に関する制度の周知を図る。

イ 開発行為等の巡視等の推進

- ・ 水源かん養保安林等の巡視、森林法の違反の監視、水資源保全地域における開発行為等の巡視など、森林等を監視する取組みを推進する。

③ 水源をかん養する機能を持続的に発揮させる森林整備等の推進

ア 森林の整備の推進〈土地所有者等、行政の取組み〉

- ・ やまがた森林ノミクス加速化ビジョンに基づき、除伐や間伐などの森林整備を適切に実施し、適期に伐採利用するとともに、伐採後の再生林による森林の更新を推進する。また、水源をかん養する機能がしっかりと発揮されるよう、多様な樹種や林齢で構成される森林の整備などを推進する。

イ 多様な主体による森づくり活動の推進〈県民の取組み〉

- ・ 地域住民・NPO・ボランティア団体・市町村等による森づくり活動や企業と地域が協働して行う森づくり活動など、県民みんなで支える森づくり活動を推進する。

④ 農地の保全や遊休農地の発生防止による水源かん養機能の維持〈地域住民等、行政の取組み〉

ア 農地の基盤整備と荒廃農地の解消・発生防止の実施

- ・ 農地は、食料生産の場だけでなく、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全などの多面的機能を有しており、県、市町村、土地改良区等が連携して、農地の基盤整備と荒廃農地の解消・発生防止のための関連施策を実施し、農地の水源をかん養する機能の維持を図る。

イ 遊休農地の発生防止のための活動支援

- ・ 農業生産活動を持続的に行うことにより水資源のかん養が図られることから、農業者、地域住民、関係団体などの地域協働による農地、水路等の適正な維持管理活動など遊休農地の発生防止のための活動に対する支援を行い、農地の水源をかん養する機能の維持を図る。

⑤ 森林等の水源をかん養する機能等についての理解促進〈行政の取組み〉

- ・ 森林等が有する水源をかん養する機能について、県民の関心を高め、周知を図るとともに、その機能を維持するための取組みの重要性について積極的に県民の理解を図る。

(3) 水資源の保全の見地から適正な土地利用を図るための施策

① 水資源保全地域指定の考え方等〈行政の取組み〉

ア 基本的な考え方

- ・ 水資源保全地域として指定する地域は、公共に利用される水の取水地点とその集水区域を基本とし、地形や土地の利用状況等を踏まえ、水資源の保全を図るため特に土地の適正な利用を図る必要がある地域とする。また、地域における林業、農業、水産業、観光業などの産業の振興に資するよう配慮するものとする。

イ 表示

- ・ 水資源保全地域は、大字、字、地番、森林計画における林班など位置の特定が可能な情報により表示するとともに、これを示した水資源保全地域図を作成する。

ウ 複数の市町村の区域に及ぶ指定

- ・ 複数の市町村の区域に及ぶ水資源保全地域を指定する場合は、関係市町村及び県

が相互に連携し、当該水資源保全地域に係る指定手続、指定の周知及び事前届出制度の適正な運用に十分留意する。

② 水資源保全地域における事前届出制度の運用〈行政の取組み〉

ア 水資源保全地域及び事前届出制度の周知

- ・ 水資源保全地域として指定した地域及び水資源保全地域における事前届出制度について、土地所有者等の理解と届出義務についての意識の醸成を図るため、県は市町村等と連携し多様な方法により土地所有者等に対して周知を行う。
- ・ 土地の利用に当たっては、水資源の保全や森林等有する水源をかん養する機能の維持に十分配慮するよう要請する。

イ 他制度との連携・調整

- ・ 県は、森林法、国土利用計画法などの他法令に基づく土地の取引等や開発行為に係る制度を運用する関係機関と十分連携・調整し、事前届出制度の適切な運用を図る。

③ 水資源保全地域における施策

ア 地域住民への周知と環境保全活動の支援等〈地域住民、行政の取組み〉

- ・ 水資源保全地域について地域住民への周知を図るとともに、地域住民による水資源の保全の機運を醸成する。また、地域住民や多様な主体の連携による水資源の保全に資する環境保全活動や森づくり活動を推進する。

イ 水源をかん養する機能を高度に発揮させる森林整備等の推進〈行政の取組み〉

- ・ 水資源保全地域の森林については、森林法の規定に基づき、森林所有者との合意形成を図りながら計画的に保安林に指定し、必要に応じて治山事業等による保全対策を実施するなど、水源をかん養する機能の高い森林の造成等を図る。
- ・ 水資源保全地域の森林については、森林所有者等が実施する森林の整備等に対して各種補助事業や県単独事業を活用して積極的に支援するほか、やむを得ず直接的な関与が必要な森林については、公的な主体による森林整備を行う。

(4) (1)～(3)の施策について県民、事業者及び土地所有者等の理解の促進を図るための施策

① 水資源の保全に係る意識の高揚

ア 県民、事業者等の理解促進〈行政の取組み〉

- ・ 水の適正な利活用や森林等有する水源をかん養する機能の保全など、水資源の保全に関して広く県民、事業者等への理解の促進を図るとともに、水資源の保全に資する身近な行動や取組みを推進する。

- ・ イベントや会議など様々な機会を活用し、森林が有する水源をかん養する機能の維持増進、海や河川・湖沼の水環境の保全について県民の一層の理解と意識の醸成を図るとともに、環境保全活動や森づくり活動の一層の推進を図る。

イ 適正な土地利用の理解促進〈行政の取組み〉

- ・ 水資源保全地域の森林、農地などの土地所有者等に対し、水資源保全地域や事前届出制度の目的について周知し、水源をかん養する機能を維持するための適正な土地利用についての理解と意識の醸成を図る。
- ・ 水資源保全地域以外の森林、農地などの土地の所有者や利用者等に対し、森林等有する水源をかん養する機能を維持するため、適正な土地利用についての理解促進を図る。

② 県民、事業者等多様な主体による連携と協働〈県民・事業者等・行政の協働による取組み〉

- ・ 県民、事業者、NPO・ボランティア、関係団体、市町村等多様な主体による水資源保全のための取組みを促進するとともに、それぞれの環境保全活動や森づくり活動などに関する情報を共有し、各主体間の連携・協働を推進する。

③ 環境教育の推進（人づくり）〈県民・事業者等・行政の協働による取組み〉

- ・ 山形県環境教育行動計画に基づき、水環境や河川・海岸の保全活動、森林環境学習や水生生物調査などの環境学習を通して、水資源の保全について一人ひとりが理解し、身近なところから行動できる人づくりを推進する。

4 計画の推進

県は、水資源の保全に関する施策を適切に実施していくため、水資源の保全に係る調整会議を設置し、関係部局が連携して総合的に施策の推進を図る。また、本計画に基づく施策の実施状況について山形県環境審議会へ報告し、県民に広く公表するとともに、山形県環境計画や県民の意見・提言を踏まえた施策の検証と見直しを行い、実効性のある計画の進行管理を行う。

本計画は、5年後を目途として、策定時に想定されなかった水資源に関する新たな課題、法律や国の施策、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。